別記２　業種別等級区分及び予定価格の範囲
〔掲載順序　業種の区分　①等級　予定価格の範囲　②数値　等級〕
⑴　土木一式工事、建築一式工事
①　Ａ：６億6,000万円以上：1,400以上
Ａ：１億5,000万円以上　６億6,000万円未満：1,200以上
Ｂ：5,000万円以上　１億5,000万円未満：1,000以上　1,200未満
Ｃ：2,000万円以上　5,000万円未満：800以上　1,000未満
Ｄ：600万円以上　2,000万円未満：600以上　800未満
Ｅ：600万円未満：600未満
②　1,200以上：Ａ
1,000以上　1,200未満：Ｂ
800以上　1,000未満：Ｃ
600以上　800未満：Ｄ
600未満：Ｅ
⑵　電気工事、管工事、電気通信工事
①　Ａ：６億6,000万円以上：1300以上
Ａ：１億円以上　６億6,000万円未満：1150以上
Ａ：1,000万円以上　１億円未満：950以上
Ｂ：400万円以上　1,000万円未満：700以上　950未満
Ｃ：400万円未満：700未満
②　950以上：Ａ
700以上　950未満：Ｂ
700未満：Ｃ
⑶　上記⑴、⑵以外の工事
①　Ａ：1,000万円以上
Ｂ：400万円以上　1,000万円未満
Ｃ：400万円未満
②　950以上：Ａ
700以上　950未満：Ｂ
700未満：Ｃ
⑷　測量・建設コンサルタント等業務
①　Ａ：1,000万円以上
Ｂ：200万円以上　1,000万円未満
Ｃ：200万円未満
②　230以上：Ａ
170以上　230未満：Ｂ
170未満：Ｃ

別記３　付与数値
（建設工事）総合評定値通知書の総合評点を総合数値とする。
別記４　付与数値
（測量・建設コンサルタント等業務）
別表１　業種別年間平均実績高に対応する数値
20億円以上：30
10億円以上　20億円未満：25
５億円以上　10億円未満：20
１億円以上　５億円未満：15
１億円未満：10
別表２　自己資本額に対応する数値
10以上：30
５以上　10未満：20
５未満：10
自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除し、百を乗じて得た数値である。
別表３　業種別有資格職員数に対応する数値
110～：30
65～109：25
40～64：20
15～39：15
～14：10
合計数値は、付表の①に掲げる者の数に５を、同表②に掲げる者の数に２をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値
付表
⑴　測量
①　測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
②　測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
⑵　建築関係建設コンサルタント業務
①　建築士法（昭和25年法律第202号）による１級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の21による建築設備士である者
②　建築士法による２級建築士の免許を受けている者（１級建築士の免許を受けている者を除く。）、公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者
⑶　土木関係建設コンサルタント業務
①　技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を流体工学、交通・物流機械及び建設機械又は機械設計とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者
②　建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成４年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録をうけている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第１種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格者試験に合格し、登録を受けている者
⑷　地質調査業務
①　技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
②　一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
⑸　補償関係コンサルタント業務
①　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
別表４　営業年数による数値
35年以上：30
25年以上　35年未満：25
15年以上　25年未満：20
５年以上　15年未満：15
５年未満：10

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成31年１月８日
海上保安庁次長　一見　勝之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　15、28
⑵　借入保守物品及び数量
①　ヘリコプター１機搭載型巡視船通信装置１式ほか20点製造
②　陸上通信所送信機（ＭＳ－ＴＭＨ500Ｍ１）８式ほか４点買入
２　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成31年２月８日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先
①　〒100―8976 東京都千代田区霞が関２－１－３　海上保安庁総務部情報通信課システム整備室第二施設係　河音　　憲　電話03―3591―6361　内線3121
②　〒100―8976 東京都千代田区霞が関２－１－３　海上保安庁総務部情報通信課システム整備室第一施設係　西村　　竜　電話03―3591―6361　内線3111
３　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成31年１月８日から平成31年２月８日まで
⑵　交付場所　海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係
４　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 15, 28
⑵　Nature and Quantity of the products to be purchased :
①　Communication equipment for patrol Vessel large with a helicopter, 1 set and 20 items.
②　Radio communication equipment (MS-TMH500M1) 8 sets and 4 items.